雄武町人事行政の運営等の状況について

本町の人事行政の運営等の状況について、その公平性と透明性を高めることを目的とした「雄武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、次のとおり公表いたします。

１．任免及び職員数に関する状況

（１）新規採用者数（令和４年４月１日及び前年度）

①令和４年４月１日

職　種　区　分	試験採用			選考採用			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
一般行政職	５人	３人	８人	０人	０人	０人	８人
看護保健職	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人
福　祉　職	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人
医療技術職	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人
技能労務職	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人

②令和３年度

職　種　区　分	試験採用			選考採用			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
一般行政職	５人	０人	５人	０人	０人	０人	５人
看護保健職	０人	１人	１人	０人	０人	０人	１人
福　祉　職	０人	２人	２人	０人	０人	０人	２人
医療技術職	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人
技能労務職	１人	０人	１人	０人	０人	０人	１人

（２）再任用の状況（令和４年４月１日）

再任用職員数	５人

（３）退職者数（令和３年度）

区　分	男　性	女　性	計
定年退職	１人	３人	４人
勧奨退職	０人	０人	０人
そ の 他	３人	０人	３人
再就職した者	４人	３人	７人

（４）部門別職員数の状況（令和４年４月１日）

部門		職員数 ３年度	職員数 ４年度	対前年増減数	増減理由	
一般行政部門	議　会	２人	２人	０人		
	総　務	２４人	２８人	４人	総務一般部門のその他	3
					企画一般部門の業務増	1
	税　務	４人	３人	△１人	税務部門の欠員不補充	△1
	民　生	２８人	２６人	△２人	民生一般部門の欠員不補	△1
					保育所部門の欠員不補充	△1

部門		3年度	4年度	対前年増減数	増減理由
一般行政部門	衛生	８人	１０人	２人	衛生一般部門の業務増 2
	農林水産	１２人	１２人	０人	
	商工	２人	２人	０人	
	土木	８人	７人	△１人	土木一般部門の欠員不補充 △1
	小計	８８人	９０人	２人	
特別行政部門	教育	１１人	１２人	１人	社会教育施設部門の欠員補充 1
	小計	１１人	１２人	１人	
公営企業等会計部門	病院	２８人	２８人	０人	
	水道	５人	６人	１人	水道部門の業務増 1
	下水道	２人	２人	０人	
	その他	１０人	１０人	０人	
	小計	４５人	４６人	１人	
合計		１４４人 （５１人）	１４８人 （４９人）	４人 （△２人）	

※　（　）内は、フルタイム会計年度任用職員で、外書きとする。

（５）定員適正化の状況

年次別進捗状況（各年４月１日現在）

部門	区分	２８年	２９年	３０年	３１年	２年	３年	４年
一般行政	減員	０人	０人	４人	５人	０人	４人	４人
	増員	５人	１人	０人	６人	１人	１人	６人
	差引	５人	１人	△４人	１人	１人	△３人	２人
	職員数	９２人	９３人	８９人	９０人	９１人	８８人	９０人
特別行政	減員	０人	１人	０人	１人	１人	０人	０人
	増員	０人	０人	１人	３人	０人	１人	１人
	差引	０人	△１人	１人	２人	△１人	１人	１人
	職員数	９人	８人	９人	１１人	１０人	１１人	１２人
公営企業	減員	０人	０人	３人	１人	０人	０人	０人
	増員	３人	２人	１人	０人	０人	３人	１人
	差引	３人	２人	△２人	△１人	０人	３人	１人
	職員数	４３人	４５人	４３人	４２人	４２人	４５人	４６人
計	減員	０人	１人	７人	７人	１人	４人	４人
	増員	８人	３人	２人	９人	１人	５人	８人
	差引	８人	２人	△５人	２人	０人	１人	４人
	職員数	１４４人	１４６人	１４１人	１４３人	１４３人	１４４人	１４８人

（６）身体障がい者の任用状況（令和４年６月１日現在）

任用職員数	６人

（７）女性職員の登用状況（令和４年４月１日現在）

課　長　等	課長補佐等	係　　　長	主　　　査	係	計
１人	４人	２人	１１人	３５人	５３人

２．給与の状況

（１）人件費の状況（令和３年度一般会計決算）

人　件　費	９２９，９２４千円

（２）職員給与費の状況（令和４年度一般会計予算）

職員数	給　　与　　費			
	給　　料	職員手当等	期末・勤勉手当	計
１０９人 （３７）	371,805 千円 (71,442 千円)	43,379 千円 (1,346 千円)	137,836 千円 (14,978 千円)	553,020 千円 (87,766 千円)

※　職員数１１１人のうち、２人分の給料を介護保険事業特別会計において計上しているため、給料の職員数については１０９人となる。

※　（　）内は、フルタイム会計年度任用職員で、外書きとする。

（３）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和４年４月１日現在）

職　　種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	３８．２歳	２８９，８７０円	３２９，９５８円
税　務　職	３２．５歳	２３６，８７５円	３６１，１５９円
看護保健職	４２．２歳	３１４，１９０円	３５１，５８９円
医療技術職	４２．７歳	３２７，６１３円	３５１，１６１円
福　祉　職	４２．２歳	２８５，９００円	３１５，９９４円
技能労務職	５６．６歳	２９５，９００円	３０４，３６１円

※個人を特定できる箇所については、省略する。

（４）職員の初任給の状況（令和４年４月１日現在）

職　　種	学　歴	初　任　給	２年後給料
一　般　行　政　職	大学卒	１８２，２００円	１９３，９００円
	高校卒	１５０，６００円	１５８，９００円
技　能　労　務　職	大学卒	１６５，９００円	１７９，６００円
	高校卒	１４１，７００円	１４９，５００円
福　　祉　　職	大学卒	１８２，２００円	１９３，９００円
看護保健職（保健師）	－	２２６，３００円	２３７，８００円
看護保健職（正看）	－	２１５，２００円	２２５，２００円
看護保健職（准看）	－	１８２，９００円	１９７，３００円
医　療　技　術　職	大学卒	２０７，３００円	２１８，５００円

（５）職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（令和４年４月１日現在）

職　　種	学　歴	経験年数１０年	経験年数１５年	経験年数２０年
一般行政職	大学卒	２６３，９００円	２７５，０６７円	３５５，８３３
	高校卒	２１５，６００円	―――	―――

※　一般行政職の未記載箇所及び一般行政職以外の職種は各区分の該当者が３名以下のため、省略する。

（６）一般行政職の級別職員数の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数
１級	事務補、技術補、主事補、技師補	２５人
２級	主事、技師	１３人
３級	主査	９人
４級	係長	２２人
５級	課長補佐等、課長等	５人
６級	課長等	１４人

（７）昇給期間の短縮の状況（令和３年度実績及び令和２年度実績）

区　　分		人　　数
令和３年度	職員数	１３９人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数	０人
令和２年度	職員数	１４０人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数	１４人

（８）職員手当の状況（令和４年４月１日現在）

①期末手当・勤勉手当

期　末　手　当 勤　勉　手　当	１人当たり平均支給額（令和３年度） １，４３０，５６３円		
	（令和３年度支給割合）	期末手当	勤勉手当
	６月期	１．２７５月分	０．９５０月分
	１２月期	１．２７５月分	０．９５０月分
	計	２．５５０月分	１．９００月分
	（加算措置の状況） 職務の級による加算措置（役職加算）		

②退職手当

退　職　手　当	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
	勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続３０年	34.7355 月分	40.80375 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
	その他加算措置	定年前早期退職特例措置	
	１人当たりの平均支給額（令和３年度） １３，９９２千円（７人）		

③特殊勤務手当

支給実績（令和３年度決算）	４，４０２，２００円
支給職員１人当たりの平均支給年額（令和３年度決算）	２０９，６２９円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和３年度）	１５．４％
手当の種類（手当数）	７種類

④時間外勤務手当

支給実績（令和３年度決算）	２０，５７４千円
支給職員１人当たりの平均支給年額（令和３年度決算）	１７５，８４７円
支給実績（令和２年度決算）	１３，８５２千円
支給職員１人当たりの平均支給年額（令和２年度決算）	１１１，７０６円

⑤その他の手当（令和４年４月１日現在）

手　当　名	支給対象職員	支　給　単　価
扶養手当	扶養親族を有する職員	・配偶者　6,500 円 ・子　10,000 円 ・父母等　6,500 円 ・満１５歳に達する日以後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までにある子１人につき 5,000 円加算
住居手当	借家、借間居住者及び世帯主自宅所有者	・借家、借間居住者　28,000 円まで ・自宅所有者　取得後５年まで　10,000 円
通勤手当	交通機関利用者 自家用車使用者	・交通機関利用者　運賃に応じ支給 ・自家用車使用者　距離に応じ、2,000～18,700 円
管理職手当	管理職	・それぞれ給料月額に下記の割合を乗じる 課長等　100 分の 9　　課長補佐等　100 分の 7 病院長、医師　100 分の 13 看護師長、薬剤師　100 分の 9 看護師副師長、検査技師、放射線技師　100 分の 7

・上記支給実績及び１人当たりの平均支給年額（令和３年度決算）

手　当　名	支　給　実　績	支給職員１人当たり平均支給額
扶養手当	８，２３０千円	１９１，３８４円
住居手当	９，５０４千円	２２１，０３４円
通勤手当	１９７千円	３２，８００円
管理職手当	１１，９２８千円	４７７，１１１円

（９）特別職の報酬等の状況（令和４年４月１日現在）

区　分		給料・報酬月額等
給　料	町長	７８６，０００円
	副町長	６２９，０００円
	教育長	５６５，０００円
報　酬	議会議長	２８０，０００円
	同副議長	２２０，０００円
	同委員長	１９５，０００円
	同議員	１８０，０００円

期末手当	町　　長	（令和３年度支給割合）	４．３０月分
	副 町 長		４．３０月分
	教 育 長		４．３０月分
	議会議長		４．３０月分
	同副議長		４．３０月分
	同委員長		４．３０月分
	同 議 員		４．３０月分
退職手当		（算定方式）	（支給時期）
	町　　長	１２月につき 5.126 月分	任期終了毎
	副 町 長	１２月につき 3.234 月分	〃（通算有）
	教 育 長	１２月につき 2.838 月分	〃（通算有）

３．勤務時間その他の勤務条件状況

（１）一般職員の勤務時間の状況（令和４年４月１日現在）

１週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息時間	休　憩　時　間
３８時間４５分	８時３０分	１７時１５分	な　　し	12:00～13:00

（２）休暇制度の概要（令和４年４月１日）

休暇の種類	休　暇　を　与　え　る　期　間　等	有給・無給の　別
年次有給休暇	１年につき２０日。残日数の２０日を限度として翌年に繰り越すことができる。	有　給
夏　季　休　暇	７月から９月の期間内において連続する３日の範囲内。	有　給
忌 引 の 休 暇	死亡した者の続柄に応じて、１日から７日の範囲内。	有　給
公民権行使休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間。	有　給
官公署出頭休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間。	有　給
住民滅失等休暇	地震、水害、火災その他の災害による場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合７日の範囲内の期間。	有　給
災害事故休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合必要と認められる期間。	有　給
災害時退勤休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間。	有　給
感 染 症 休 暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)により交通を制限され又は遮断された場合必要と認められる期間。	有　給
法 要 の 休 暇	配偶者及び１親等の血族に限り１日。	有　給
結 婚 の 休 暇	５日以内。	有　給
不妊治療の休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において５日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場	有　給

	合にあっては、１０日）の範囲内の期間	
配偶者の出産の休暇	２日以内。	有　給
妊娠通院の休暇	妊娠２３週まで４週間に１日。妊娠２４週（第７月）から第９月末まで２週間に１日。１０月から分べんまで１週間に１日。出産後１年まで１日。	有　給
育児参加の休暇	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当と認められるとき。当該期間内における 5 日の範囲内の期間。	有　給
産前産後の休暇	分べん予定日前 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては 14 週間)以内に出産する予定である女子職員が出産の日までに申し出た期間。出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間。	有　給
育 児 の 休 暇	生後　1　年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に１日 2 回それぞれ 45 分以内の期間。	有　給
子 の 看 護 休 暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、一の年において　5　日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内の期間。	有　給
骨 髄 移 植 休 暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむをえないと認められる場合必要と認められる期間。	有　給
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき一の年において 5 日の範囲内の期間。	有　給
短期介護休暇	雄武町職員の勤務時間及び休暇に関する条例第 15 条第１項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下この欄において「要介護者」という。）の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間	有　給
病　気　休　暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間。	有　給
介　護　休　暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する６月の期間内において必要と認められる期間。	無　給
介　護　時　間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する６月の期間内において必要と認められる２時間を限度とする時間。	無　給
組　合　休　暇	１年において３０日の範囲内で、職員団体の業務又は活動に従事する期間。	無　給

（3）年次有給休暇の取得状況（令和３年実績）

総付与日数	総使用日時数	対象職員数	平均取得日時数	取　得　率
５，２６８日	１，５９９日	１４５人	１１．０日	３０．４％

（4）育児休業の取得状況（令和３年度）

区　　　　　分	男　性	女　性	計
育児休業の承認件数	０件	０件	０件
育児休業期間延長の承認件数	０件	２件	２件

（5）介護休暇の取得状況（令和３年度）

区　　　　　分	男　性	女　性	計
介護休暇の承認件数	０件	０件	０件

４．分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分者数（令和３年度）

区　　　　　分	降　任	免　職	休　職	計
勤務実績が良くない場合	０人	０人	０人	０人
心身の故障の場合	０人	０人	５人	５人
職に必要な適格性を欠く場合	０人	０人	０人	０人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	０人	０人	０人	０人
刑事事件に関し起訴された場合	０人	０人	０人	０人

（2）懲戒処分者数（令和３年度）

区　　　　　分	免　職	停　職	減　給	戒　告	計
法令に違反した場合	０人	０人	０人	０人	０人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	０人	０人	０人	０人	０人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	０人	０人	０人	０人	０人

５．服務の状況

（１）職務専念義務免除の概要

・研修を受ける場合
・厚生に関する計画の実施に参加する場合
・上記のほか、任命権者が定める場合
①町の特別職としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
②職務に関連する国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
③町の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
④国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け講演、講義を行う場合
⑤職務上の教養を目的とする講習会、講演その他これらに類するものであって、国、道、町又はその他の地方公共団体、学校が行うものに参加する場合
⑥職務遂行上必要な国又は地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合
⑦地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 49 条の 2 第 1 項の規定により不利益処分について不服の申立てをし、及びその審理に出頭する場合
⑧法第 55 条第 11 項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
⑨前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める場合

６．研修及び勤務成績の評定の状況

（１）研修の状況（令和３年度）

研　修　名	実　施　主　体	期　間	人　数
地方自治法研修	北海道市町村職員研修センター	２日	１人
管理能力研修	北海道市町村職員研修センター	３日	２人
指導能力研修	北海道市町村職員研修センター	２日	１人
法務実務入門研修	オホーツク町村会	１日	３人
初級職員研修	オホーツク町村会	２日	７人
町村監督者研修	オホーツク町村会	３日	７人
新規採用職員基礎研修	オホーツク町村会	２日	８人
施策評価に関する統一研修	総務省	２日	１人
新人職員基礎研修	雄武町	１日	１５人
新人スキルアップ研修	雄武町	１日	６人
雄武町地域防災力向上職員研修	雄武町	１日	１６人
町内視察研修	雄武町	１日	１２人
健康づくり支援事業に係る研修会	雄武町	２日	１１５人

（２）人事評価の評定の状況（令和３年度）

評定の回数	１回
評定の時期	１０月
評定の対象人数	１４１人

７．福利及び利益の保護の状況

（１）健康管理事業の状況（令和３年度）

区　　　　　　分	受診職員数
健康診断	４０人
総合健診（３０歳以上隔年、４０歳以上全職員）	８１人

（２）親睦会等への補助金（負担金）状況（令和３年度）

区　　　　　　分	金　　額
役場親睦会補助金	０千円
病院互助会補助金	０千円
北海道市町村職員福祉協会負担金	４２７千円

（３）その他福利厚生事業の状況（令和３年度）

事　　業　　内　　容	職員数
雄武町職員永年勤続表彰	４人